

福岡市廃棄物受入基準及び期間を定めた受入拒否処分等に関する要綱

平成 26 年 12 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 22 条第 1 項及び第 26 条第 1 項に規定する受入基準に関して必要な事項（以下「受入基準に関する事項」という。）を定めるとともに、条例第 19 条第 2 項及び第 25 条第 1 項に基づき市長に廃棄物の搬入を申し出て、市長の指定する処理施設（以下「処理施設」という。）に運搬し、その処分を受けようとする者（以下「自己搬入者」という。）が受入基準に違反して処理施設に廃棄物を搬入した際の指導及び条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に基づく処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不適物 受入基準（次条に規定する受入基準に関する事項を含む。以下同じ。）に適合しないものをいう。
- (2) 搬入 廃棄物の処分を受けるために処理施設に運び入れることをいう。
- (3) 勧告 不適物を搬入し処理施設における指導を受けた自己搬入者に対する書面による指導をいう。
- (4) 期間を定めた受入拒否処分 不適物を搬入し勧告を受けた自己搬入者に対する条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に基づく期間を定めた受入拒否処分をいう。
- (5) 搬入物検査 搬入された廃棄物に不適物が混入していないことを確認するために処理施設の職員（以下「職員」という。）が行う当該廃棄物の検査をいう。

(受入基準に関する事項)

第 3 条 規則第 10 条第 2 項及び第 14 条第 2 項に基づき、受入基準に関する事項を、次のとおり定める。

- (1) 廃棄物の受入れに関する基本的事項は、規則第 10 条第 1 項各号及び同第 14 条第 1 項各号並びに別表第 1 に定めるもののほか、次に掲げるとおり。

- ア 本市の区域外で発生した廃棄物を搬入しないこと（本項第 2 号に基づく搬入を除く。）。
- イ 市長の指定する以外の処理施設に搬入しないこと。
- ウ 搬入物検査及び検査のために必要な指示に従うこと。

エ 申し出を行っていない廃棄物を処理施設へ搬入しないこと。

オ 廃棄物の荷下ろし作業等の安全確保のための職員の指示に従うこと。

カ その他、搬入に当たっては職員の指示に従うこと。

(2) 地方自治法第252条の14の規定により本市が廃棄物の処分を受託した自治体の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第2のとおり。

(3) 廃棄物の種類別の廃棄物の受入れに関する事項については、別表第3のとおり。

2 自己搬入者が、条例第20条第3項各号のいずれかの一般廃棄物を、別表第1ないし第3の定めに従い市長の指定する処理施設に搬入する行為は、同条第4項の市長の指示に従った一般廃棄物の処分とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、自己搬入者は、別表第4に定める廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

(処理施設における指導)

第4条 処理施設の長は、廃棄物を搬入した者が前条に掲げる受入基準に関する事項に反すると認めるときは、当該不適物の除去、持ち帰り等必要な指示を行うことができる。

(搬入量指導)

第4条の2 市長は、廃棄物を搬入した者が別表第1に定める施設ごとの1日当たりのごみの総搬入量を超過した場合は、搬入量の是正等必要な指導を行うことができる。

(勧告の内容と基準)

第5条 市長は、受入基準に適合しない廃棄物を処理施設に搬入した自己搬入者が、第4条及び前条の指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(勧告の手続)

第6条 市長は、前条の勧告を行うに当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により事実確認を行う。

(1) 第4条の指導に従わないとき 次に掲げるもの

イ 不適物の自己搬入者に対する搬入物検査確認書(様式第1号)

ロ 不適物及び積載車両の写真

(2) 第4条の2の指導に従わないとき 搬入量を超過した自己搬入者の搬入データ等を記した書面

2 前項第1号に定める搬入物検査確認書による事実確認に当たり、職員は不適物の自己搬入者に対し署名又は記名及び押印を求めるものとする。

3 前条に定める勧告は、適正搬入勧告書(様式第2号)を郵送することをもって行う。

4 前項の勧告を行うに当たっては、処理施設の搬入データ等により事実確認を行う。

(期間を定めた受入拒否処分の内容と基準)

第7条 市長は、第5条に基づく勧告を受けた自己搬入者に対しては、さらに別表第5に定める区分に応じ、すべての処理施設において、期間を定めた受入拒否処分を行うことができる。

(期間を定めた受入拒否処分の手続)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定は、前条の処分を行う場合の事実確認の方法について準用する。

2 前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、次のとおり弁明の機会を付与するものとする。

(1) 弁明の通知は、弁明の機会の付与の通知書(様式第3号)をもって行う。

(2) 前号により通知を受けた弁明の機会の付与について、代理人を選任する場合には、前号の通知を受けた自己搬入者(以下「当該自己搬入者」という。)は、代理人選任届出(兼資格証明)書(様式第4号)を提出するものとする。

(3) 第1号の通知の後、30日以内に、当該自己搬入者は弁明書(様式第5号)及び証拠書類をもって弁明を行うことができる。

3 市長は、前条に定める期間を定めた受入拒否処分を行う場合は、受入拒否処分通知書(様式第6号)を郵送することをもって行う。

4 前条に定める期間を定めた受入拒否処分は、前項の通知を受け取った日の翌日から実施するものとする。

(審議会)

第9条 市長は、第7条に定める期間を定めた受入拒否処分を行うに当たっては、前条第1項及び第2項に定める手続きの後、受入基準違反者に対する処分審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

2 審議会に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、処理施設における廃棄物の受入れ等に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱の第1条から第4条まで及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行し、第5条から第9条までの規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

受入に関する基本的条件

※福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第1」の搬入量に関する項目を適用しない。

1 工場（処理ごみ）可燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>（東部工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式破碎機を併設しない。</p> <p>（西部工場、臨海工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式破碎機を併設する。</p> <p>※臨海工場 ＝搬入台数限定工場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物。ただし、緑のリサイクルセンターで受入可能な物は除く。 ・廃棄物の長辺寸法は次のとおりとする。 東部工場：1m以内 西部工場：2m以内 臨海工場：2m以内 ・焼却能力によるカロリー制限の為、紙より高カロリーの廃棄物（樹脂類）については、1日の最大搬入量は0.3トンとする。 	<p>① 結束されている廃棄物やダンボール箱に詰めて梱包された廃棄物は、開梱して搬入すること。</p> <p>② 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に複数回搬入する場合及び複数の工場へ搬入する場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>③ 1回当たりの最大搬入量は4トンを限度とする。</p>

2 資源化センター（処理ごみ）不燃物 ※金属を有する不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>回転式破碎機で破碎，振動篩又は回転篩で選別する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製の物又は破碎・選別をしないと分離困難な可燃不燃混合物。 ・破碎機の破碎能力から、厚さ3.2mm以上の鉄板，直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ，鋳物，スプリングを含まない物で，ワイヤー等回転体に巻き付かない物及び鉄筋等鋭利なものでコンベアーベルトを損傷する恐れのないものとする。 ・破碎機の投入口の寸法から，廃棄物の長辺寸法は2m以内とする。 	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量は，種類の異なるごみを搬入する場合，1日に複数回搬入する場合及び複数の資源化センターへ搬入する場合を含め，2トン以下とする。</p> <p>② 事業活動に伴って生じた廃鋼材については，再資源回収業者か産業廃棄物処理業者での処理を原則とする。</p>

3 緑のリサイクルセンター（処理ごみ）生木・剪定樹木

※中田中継所は平成30年3月末で閉鎖，緑のリサイクルセンターは平成31年2月末で閉鎖。

以降は民間のせん定枝等再資源化施設での受け入れ

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>2軸スクリュウせん断式と回転衝撃せん断式破碎機の2段破碎でチップ化したものを土壌改良材の原料とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直径15cm以下の生木，剪定樹木。 ・堆肥化速度を揃える必要があるため，腐った物や枯れた物を除く。また，毒性がある樹木（キョウチクトウ・アセビ等）及び針葉樹についても除く。 ・長さは2m以内とする。 	<p>① 1法人（者）1日当たりのごみの総搬入量は，1日に複数回搬入する場合を含め，2トン以下とする。</p> <p>② パッカー車での混載搬入は禁止する。</p>

4 埋立場 (処理ごみ) 不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>管理型埋立場。</p> <p>浸出汚水については、生物的物理化学的汚水処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理施設で減量・減容・資源化の対象とならないごみ及び中間処理施設で処理不可能なごみの内「別表第3 廃棄物の種類別受入に関する事項」で指定した廃棄物。 ・ 埋立の工法並びに遮水シート保護のため、廃棄物の長辺寸法は2m以内とする。 ・ 堅固な廃棄物（ポンプ・モーター・コンプレッサー等）は、コンパクターの底の乗り上げを防ぐため、長辺寸法50cm以内とする。 	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に複数回搬入する場合及び複数の埋立場へ搬入する場合を含め、10トン以下とする。</p> <p>② 梱包に使った可燃物は、工場へ搬入する。</p>

5 搬入注意事項

(1) 受付時間	臨海工場	午前9時30分から 午後3時30分まで (12月31日は午後3時まで)
	東部工場，東部資源化センター，東部埋立場，緑のリサイクルセンター，西部工場，西部資源化センター，西部埋立場	午前8時30分から午後4時まで (12月31日は午後3時まで)
(2) 休場日	全施設	日曜日及び1月1日から1月3日まで 各工場及び資源化センターは、上記以外に点検・修繕等による運転停止期間あり
(3) その他注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. トラック等で覆いの無い車両は、ごみ等が飛散及び落下しないようにシートをかけること。 2. 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。 3. フレコンバッグに搬入物を入れて搬入する場合は、必ず開封するか、フレコンバッグを破袋して積み下ろし、投入すること。 4. 複数施設に搬入する場合は事前に分別を行っておくこと。 施設内での分別作業は禁止する。 5. 東部工場はごみの長さ1m以下までとすること。 6. 西部工場に関する注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10トン車で搬入する場合は、ごみの長さは1m以下までとすること。それ以外は不可。 ・ 車両が10mを超える場合は搬入不可。 ・ アームロール（フックロール）タイプの車両で搬入する場合、装着するコンテナは、4トン10m³以下（内高1.5m以下）とすること。 ・ ダンプ車で搬入し、ダンプにて投棄する場合は、ごみの高さは1.5m以下とすること。 	

受託自治体の自己搬入ごみ受入に関する事項

	施設名	条 件 ・ 備 考
久 山 町	工場	1 久山町役場が発行した証明書の提出が必要。
	資源化センター 緑のリサイクルセンター	2 自己搬入ごみ事前受付センターへ事前に申し込みを行い、 ごみ処理手数料を支払う。 ごみ処理手数料の取り扱いは福岡市民と同様とする。
	埋立場	問い合わせ先 久山町 町民生活課 代表 976-1111

廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない。

区分	A 木・竹くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
木製家具類	タンス、テーブル、机、 キャビネット、本棚、サ イトボード、食器棚、 椅子、本立、ベット (木枠のみ)	臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	金属、ガラス、鏡を取り除くこと (釘、取手程度は除去不要)	工場2トン
看板		臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	木製であること 金属がついていないこと	工場2トン
木製建具		臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラスを除去すること	工場2トン
生木・剪定樹 木(針葉樹、亜 熱帯植物、毒性 のある樹木を除く)	アオキ、ウメ、オリーブ、 カエデ、カン、キンモク セイ、クス、クワ、ネモ チ、ケヤキ、コブシ、 山茶花、ツゲ、ハゼ など	(生木で直径15cm以下のもの) 2m以下	プラスチック、ビニール、紐等の異 物を除去すること	東部緑の リサイクル センター2トン
		(生木で直径15cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間のせん定枝等再 資源化施設を利用すること	埋立場4トン
		(枯れ木で直径25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	原則として民間のせん定枝等再 資源化施設を利用すること	工場2トン
		(枯れ木で直径25cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間のせん定枝等再 資源化施設を利用すること	埋立場4トン
針葉樹、亜熱 帯植物、毒性 のある樹木	シュロ・ソテツ・カツカ イブキ・キョウチクトウ	(直径25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	原則として民間の木くず再資源化 施設を利用すること(キョウチクトウを 除く)	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下	原則として民間の木くず再資源化 施設を利用すること(キョウチクトウを 除く)	埋立場4トン
竹・わら・つる		臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること	工場2トン
草	草・生花	臨海工場,西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること	工場2トン
根株		1m以下×直径1m以下	原則として民間の木くず再資源化 施設を利用すること。埋立場に搬 入する場合は、根株に付属する幹 部の最大の長さは20cm以内と し、極力根株のみとする。	埋立場4トン
廃木材	角材、板材、パ レット、家屋解体く ず、型枠材、コン パネ、枕木、木 杭、丸太、木製 電柱、ウッドデッキ、 すのこ	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	原則として民間の木くず再資源化 施設を利用すること。 工場搬入時は、土砂、金具等を除 去すること	工場2トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの 及び不燃性のもの) 2m以下	可燃性のものは原則として民間の 木くず再資源化施設を利用すること。 埋立場搬入時は、土砂、金具等を 除去すること	埋立場4トン
その他	ボード、ヨット、浴 槽、すだれ、木 粉、木製おも ちゃ、木製ギター	臨海工場,西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	金具を取り外すこと	工場1トン

区分	B 紙くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 原則、禁忌品で(古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量	
古紙類	感熱紙, 感圧紙, 油紙, 汚れた紙などでリサイクルできないもの	<p>原則、禁忌品(紙質が古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる。</p> <p>※工場では搬入者の了解を得たうえで、搬入された紙類のうちリサイクル可能なものは資源物として処理することがある。</p>		家庭から出る古紙については、区役所等の資源回収ボックスや、地域回収拠点、地域集団回収を利用 事業所から出る古紙については、民間の古紙回収業者を利用	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)
壁紙類	壁紙	<p>臨海工場, 西部工場 2m以下×直径25cm以下</p> <p>東部工場 1m以下×直径25cm以下</p>	ビニル壁紙を除く ビニル壁紙は「E廃プラスチック類」の「ネット・シート状のもの、ロール状のもの」を参照	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)	

区分	C 繊維くず類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
カーペット (じゅうたん)	ホットカーペット(コードは除く)、じゅうたん、籐のカーペット	<p>臨海工場, 西部工場 広げた大きさが2m以下×2m以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと</p>	ホットカーペットについてはコードを除去すること コードの搬入は、区分H参照のこと	工場2トン
布・繊維くず	カーテン, モップ, 布製かばん	<p>臨海工場, 西部工場 2m以下</p> <p>東部工場 1m以下</p>	飛散しやすい形状の場合は、プラスチック、紙等の可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
布団・毛布			電気毛布についてはコードを除去すること。コードの搬入は、区分H参照	工場1トン
畳		1m以下×1m以下	半畳以下の大きさに切断すること	工場50畳 (切断した状態で100枚)
本革	ベルト・本革靴		合成皮革のものを除く 合成皮革は区分E参照	工場1トン
マットレス・ソファー・ベット類 (スプリングのないもの)		<p>臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下</p>		工場2トン
マットレス・ソファー・ベット類 (スプリングの有るもの)		2m以下	パッカー車で搬入禁止 分割されたものは、形状から明らかに一体物と判断できた場合のみ、1組(1枚・1個)とみなす	資源化センター マットレス2枚 ソファー5個
防火シート, 耐火シート, 防災シート		2m以下×2m以下	ロール状にし、結束すること	埋立場1トン

区分	D厨芥・動植物性残さ類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉・野菜・菓子・ ラーメン・果実・ おから・骨・卵・ 卵の殻・缶詰及 び瓶詰めの中 身、アイスク リーム		プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)。食 料品、医薬品、香料製造業から生 じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、プラスチック、紙 等の可燃性容器詰めすること(1 個あたり50kg以下)。 食料品、医薬品、香料製造業から 生じるものは搬入禁止	工場0.3トン
種・苗			土砂等を除去すること。 プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
ペットフード			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと。 食料品、医薬品、香料製造業から 生じるものは搬入禁止	工場2トン
液状・ペースト 状食品類	ソース・醤油・ ジュース・マーガリ ン・ヨーグルト・パ ター・ケチャップ・マヨ ネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内部 がアルミコーティングされているもの)	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
		(上記以外。)	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖・小麦粉		プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
配合飼料			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
食用油			事業者による搬入は不可ウエス、 紙類に含ませたもの(液状のまま のものは搬入禁止)	工場0.3トン

区分	E 廃プラスチック類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
ネット・シート状のもの、ロール状のもの	漁網・人工芝・ビニールシート・ビニール壁紙	臨海工場、西部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 2m以下×直径25cm以下 東部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 1m以下×直径25cm以下	ワイヤー付は搬入禁止 東部工場へ搬入する際は、1m以下×1m以下に折りたたむたみ(ロール持ち込みの場合を除く)、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと	工場0.3トン
家具・建具	衣装ケース(衣装箱) ウオーターベット	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ウオーターベットは水を除去する	工場0.3トン
看板・プラント		臨海工場、西部工場 2m以下×1.5m以下 東部工場 1m以下×1m以下		工場0.3トン
電線被覆類		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	被覆のみ	工場0.3トン
大型ホース類	高圧ホース	(鋼線の無いもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具は除去すること	工場0.3トン
		(鋼線の有るもの) 2m以下×直径25cm以下		埋立場4トン
塩ビパイプ等		臨海工場、西部工場 2m以下×直径15cm以下 東部工場 1m以下×直径15cm以下		工場0.3トン
記憶媒体	フィルム・ビデオテープ・カセットテープ・レコード・レーザーディスク・FD・CD・MO・MD・DVD			工場0.3トン
板状のもの	サイディング(断熱性壁材)・アクリルボード	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	可燃性のも	工場0.3トン
クーリングタワー		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.25m以下	可燃性のも(樹脂製) 金属類は分離し、資源化センターへ搬入する。	工場0.3トン
車のバンパー(プラスチック製のもの)		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具を除去すること	工場0.1トン(10個)
車のバンパー(FRP製のもの)		2m以下	金具を除去すること	埋立場0.1トン(10個)
トナーカートリッジ(インパクトを含む)			メーカー、販売店回収(リサイクル)を原則とする。リサイクルできないものは工場を受入	工場10個

区分	E 廃プラスチック類(2/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
使い捨てライター			中身を使い切る。もしくはガスを抜くこと。職員へ手渡すこと	工場20本
雑貨類	装飾品・食器・壺・本立・ポリバケツ・ヘルメット・ゴム靴・スキー靴、合成皮革製品	臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下		工場 0.3トン
ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製品	スキー板, サーフィンボード, スノーボード, タンク, クーリングタワー-用部材, 釣り竿, ハラハラアンテナ	2m以下×1m以下	ハラハラアンテナについてはコード類を除去し, 2m以下に切断すること	埋立場1トン
ボード類(グラスファイバー, FRP製)		リサイクルを原則とする (社)日本マリン事業協会 TEL03-5542-1202 FAX03-5542-1206 ホームページ: http://www.marine-jbia.or.jp/	リサイクルできないもののみ受入 2m以下×1m以下	埋立場1トン
その他プラスチック類	波状板, オイルフェンス, 発泡スチロール, ボート, 釣り竿, ハレット, すだれ	臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの ガラス繊維入りのものは, 廃棄物の種類「ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製品」を参照	工場 0.3トン

区分	F 金属くず類 (1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は, 表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ, 塗料用スプレー缶	ガス抜きキャップがないものは, 噴射口を下にして地面に押し付けるなどで中身を出し切る。 中身が残っているボンベの処分方法に関する問合せ先 (社)日本ガス石油危機工業会 TEL 0120-14-9996	ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること。	資源化センター 100 ^キ 。
シャッター, プラント類		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
ステンレス流し台		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100 ^キ 。
暖房器具(オイルヒーターを除く)	ストーブ, ファンヒーター	家庭用のもの	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ること コート類は除去し, 2m以下に切断すること	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー, ランニングマシン, サイクリングマシン, ぶら下がり健康器具, 電動マッサージ器, あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板パネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は, 区分Nを参照	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	F 金属くず類 (2/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 100 ^キ 。
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	事業者による搬入は不可 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場2個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること。	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	事業者による搬入は不可	埋立場2個
湯沸器・調理器	ポット・卓上コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
	ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・IHクッキングヒーター・瞬間湯沸器・風呂釜・オーブンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。	資源化センター 2個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車、ペギーカー		事業者による搬入は不可 バックカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
リヤカー	台車		事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			事業者による搬入は不可 バックカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後の金属容器	食品用、液体食品用、化粧品用、洗剤用、塗料用ペール缶、油脂類用	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの。有機物の付着がないもの。	必ず蓋を開放すること。	資源化センター 100 ^キ 。
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの。	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること。	埋立場 100 ^キ 。
車のバンパー(金属製)		2m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
生活雑貨類	装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下(ただし、事業者は概ね0.05m ³ 未満)	ガラス等は除去すること	資源化センター 100 ^キ 。
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100 ^キ 。

区分	F 金属くず類 (3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ, コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの。	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること	埋立場 2個
ワイヤー状, コート状, チェーン状, フェンス状, 網状のもの	バンド, 帯鉄, ワイヤ, 番線, 針金, フェンス, 束線, スプリング, 針金ハンガー, チェーン, タイヤチェーン, ワイヤ入り提灯, 金属製の網	2m以下	事業者による搬入は不可 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100* ₀
ポイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの。	事業者による搬入は不可 灯油, ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場 2個
ドラム缶			事業者による搬入は不可 天板を取り除くこと	埋立場 2個
支柱・パイプ類	アンテナ, 車庫支柱, ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては, 搬入禁止	資源化センター 100* ₀
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては, 搬入禁止	埋立場 100* ₀
釣り用おもり(鉛製)			一般家庭(釣り)用のみ受入 事業者による搬入は不可	埋立場 10* ₀
オイルヒーター		1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ったもの 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コート類は除去し, 2m以下に切断すること	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁, 工具の刃		厚手の紙等に包み職員に手渡しすること	資源化センター 10個
その他の金属類	家庭用印刷機, ミシン, プリキ, バネ, タイプライター, パラホラ, アンテナ, 磁石, スケートボード, ハチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100* ₀
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し, 2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100* ₀

区分	G 金属及び木質系複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。また、「事業者による搬入は不可」としている廃棄物について、木くず部分を分離した場合は「A木・竹くず類」にて当該部分のみ受入可。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
看板		(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの)2m以下×1m×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
楽器類	オルガン, ドラム, 電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリング, ワイヤを含まないもの)1.5m以下×1m以下		資源化センター 2トン
	ピアノ	(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
家具類	卓球台	別表第4の2参照	搬入禁止	-
		(厚み3.2mm以上の鉄板, 直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ, 鋳物, スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 5個
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	H 金属及びプラスチック複合物(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
トランス(PCB入りを除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	事業者による搬入は不可	埋立場1トン
電化製品	掃除機、卓上冷温水器、除湿器、冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンジプレス、扇風機、AED、家庭用ゲーム機、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること。 冷温水器、除湿器、冷風機等でコンプレッサーがある機器は、フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること(コンプレッサーの除去は事業系廃棄物のみ)。 モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、 <u>厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、事業者による搬入は不可</u>	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コート類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コート類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 0.3トン
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること。(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、 <u>事業者による搬入は不可</u>	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コート類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること。(詳細は別表第4参照)	埋立場2台
音響、映像機器	ラジオ、ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー	1.5m以下×1m以下	コート類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照) 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含むものは事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-

区分	H 金属及び プラスチック複合物(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
小型電子機器	マウス・キーボード・ ドライヤー、ガス漏 れ感知器、家庭 用ゲーム機	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機 器は、原則として区役所等に設置 している使用済み小型家電回収 ボックスを利用すること 資源化センターへ搬入する場合 は、コード類を除去し2m以下に切 断すること、また、充電式電池は 除去すること。 充電式電池は搬入禁止(詳細は 別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」 参照)	資源化センタ ー 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装 品		金属製及び金属と分離できないもの。	金属部分が大半の場合、事業者 による搬入は不可	資源化センタ ー 0.3トン
家具類	パーテーション	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング を含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	金属部分が大半の場合、 事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること。	資源化センタ ー 2個
	アコーディオンカーテン	(上記以外のもの)2m以下	金属部分が大半の場合、事業者 による搬入は不可 ガラス等は除去すること。	埋立場2個
電線(ケーブ ル)・コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センタ ー 又は 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体から LEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として 搬入すること	埋立場15 ^{キロ} (50個)
楽器類	エレキ ギター、キーボ ード、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイ ヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断 すること 金属部分が大半の場合、 事業者による搬入は不可	資源化セン ター 2トン
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可コード類 は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB 入りを除く)		一辺の最大長さ50cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、 メーカーからのPCBを含有してい ないことの証明書等を添付するこ と	埋立場1トン
業務用ゲーム 機	スロットマシー ン	1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化セン ター 2台

区分	J 金属及びガラス複合物			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽(ホーロー・ステンレス製浴槽)		不燃性のもの 2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー), FRP製)は「Nその他」参照	ステンレス製などの金属製のものは、事業者による搬入は不可	埋立場1トン
一般家庭用温水器(電気・ガス・灯油・太陽熱)	圧力容器と断熱材等で構成されているもの。温水器、ボイラー、貯湯槽及び集熱パネル(ソーラーパネル)等で構成されているもの。	2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収済みのもの。 コード類は除去し、2m以下に切断すること。	埋立場2台
太陽光発電パネル			事業者による搬入はガラス部分のみ、金属部分は搬入不可	埋立場1トン

区分	K ガラス及び陶磁器くず類			
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
瓶容器		洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの。 有機物の付着がないもの。	リターナブル瓶は搬入禁止	埋立場2トン
雑貨類	壺、皿、コップ、置物、鏡			埋立場4トン
洗面台	陶器製・ホーロー製洗面台(洗面器を含む)	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製部を除去すること	埋立場4トン
窓ガラス 開き戸用ガラス			枠からの取り外し不可能なものは外枠(取付枠)も含む。	埋立場2トン
家具・建具 陳列ケース	鏡台の鏡部分	2m以下×1m以下×0.7m以下		埋立場2トン
碇子(がいし)		1辺の最大長さ50cm以下		埋立場2トン
蛍光灯			事業者による搬入は不可 家庭から出る蛍光灯は、可能な限り区役所等の資源回収ボックスや、家電量販店での回収を利用	埋立場3 [※] (10個)
白熱電球、ハロゲンランプ				埋立場15 [※] (50個)
ブラウン管類			パソコンのモニター、テレビは搬入禁止	埋立場1台
車の窓ガラス		2m以下×1m以下	ガラス単体のみ受け入れる	埋立場0.5トン

区分	L 建設廃材	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、岩石レンガ、ALCモルタル、セメント・石灰・漆喰	固形のもの	40cm以下×直径(厚み)25cm以下	埋立場10トン
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる。	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン・ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	不燃性のも アスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場0.1トン
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)・ケイ酸カルシウム板・木毛セメント・スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入トン数は全体で0.5tまでとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	不燃性及び難燃性のも アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場0.5トン
金属製サイディング		ハネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100キロ
		(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場 100キロ
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のも	埋立場 10トン
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のも アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 10トン
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のも アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場2トン
コーキング材(シーリング材)			固まったもの 液状・ペースト状等は搬入禁止	埋立場 50キロ
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入トン数は全体で0.5tまでとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入トン数は全体で0.1トンまでとする。	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場 0.5トン
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のも 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場0.3トン
	グラスウール ロックウール	不燃性のも 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む。 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること。 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること	埋立場 50 ^キ ロ
コンクリート電柱 ヒューム管		2m以下×直径50cm以下		埋立場 10トン
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 0.5トン

区分	M 罹災ごみ	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		受入施設 受入数量
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		
可燃物	<p>臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p> <p>東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半量以下</p>	<p>火災の場合は完全に消火されていること 西部工場には2トン未満, 臨海, 東部工場には4トン未満の車両で搬入すること 不燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 不燃物と可燃物の分離が困難と市が認めるものは, 埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は, 搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 また, 混載で埋立場へ搬入する際は, 別途同課発行の「搬入カード」が必要。 なお, 減免の場合, 自己搬入の事前申し込みは不要</p>		工場
不燃物	「L建設廃材」等に準じる	<p>火災の場合は完全に消火されていること 可燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 混載がやむを得ないと市が認めるものは, 埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は, 搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。また, 混載で資源化センターと埋立場へ搬入する際には, それぞれ1枚ずつ各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要。 なお, 減免の場合, 自己搬入の事前申し込みは不要</p>		埋立場 資源化センター

区分	N その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの		工場0.3トン
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、 火災等の危険性がないよう処理 すること 容器は開放しておくこと	資源化センター 100*。
		上記以外のもの(ガラス容器など)	容器は開放しておくこと	埋立場2トン
洗剤	粉末・液体・固 形	容器が可燃性のもの		工場0.3トン
ワックス・着火 剤	液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませるこ と	工場0.3トン
保冷剤(ゲル 状)		容器が可燃性のもの		工場0.3トン
動物の糞		臭気を発しないようにすること	畜産農業から排出される <u>獣畜、鶏 等の糞は搬入</u> 乾燥させ、プラスチック、紙等の50kg 以下の可燃性容器詰めすること	工場0.3トン
肥料・堆肥(コ ンポスト)		臭気を発しないようにすること	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
ペットのトイレ 砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場300*。
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10*。
オイルフィル ター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分 離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特 別管理産業廃 棄物を除く)	炭	(完全に消火されている可燃物) 臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm		工場4トン
	燃え殻	(完全に消火されている不燃物)		埋立場 0.1トン
神具・仏具類	仏壇・神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理する こと	工場4トン
		不燃性のもの	原型をとどめないように処理する こと	埋立場4トン
シカゲル			プラスチック、紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場0.3トン
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による。 搬入する施設との事前協議による。		埋立場 0.1トン
土砂・汚泥		搬入する施設との事前協議による	含水率70%以下	埋立場 10トン
	家庭から排出さ れる家庭菜園 等の土砂			埋立場 1トン

区分	N その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、 形体をとどめないようにすること。	埋立場2トン
非感染性医療 廃棄物 (医療機関等※ から排出された 非感染性の廃 棄物) 産業廃棄物は 搬入禁止	※医療機関等: 病院, 診療所, 衛生検査所, 介 護老人保健施 設, 助産所, 動 物の診療施設, 医学・歯学・薬 学・獣医学に係 る試験研究機 関	(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維 等)) 臨海工場, 西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	原則, 禁忌品(紙質が古紙回収に 適さないもの)についてのみ受け 入れる。 管理責任者押印の非感染性証明 詳細リストを添付し搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業廃棄物協会 TEL 651-0171	-
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃 棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 TEL 711-4303	
おむつ(上記医 療機関等から排 出されたものを 除く)			プラスチック, 紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウ ム一次電池			ボタン型電池, 充電式電池・蓄電 池は搬入禁止	埋立場 0.1トン
犬・猫等動物 の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合 もしくは東部工場休業の場合は 下記へ連絡 井ノ口商会(TEL 671-3895)	畜産農業から排出される <u>獣畜, 鶏 等の死体は搬入不可</u> 可燃性の箱又は袋等に入れて搬 入すること ただし, 大型(1m以上)の場合及 び複数搬入の場合は, 東部工場 (TEL 691-2999)と事前協議をする こと	東部工場 のみ
自転車, リヤ カー, 一輪車 (乗用・荷運搬 用)のタイヤ	人造大理石浴 槽 人工大理石浴 槽	普通車等の車両用・原動機付き自転車・ 二輪車のタイヤ, 農耕用車両, 重機など のタイヤは搬入禁止(別表第4参照)	(金属製ホイールのついたもの)	資源化センター 0.3トン
		※自転車・一輪車及びリヤカー本体 は「F金属くず類」参照	(タイヤのみのもの) <u>金属製バルブ等は除去し資源化 センターへ搬入すること</u>	工場50 ^キ 。
浴槽(ガラス繊 維(グラスファイ バー), FRP 製)	人造大理石浴 槽 人工大理石浴 槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽((ホーロー・ステンレス製浴槽))は 「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン
活性炭			プラスチック, 紙等の可燃性容器詰め すること(1個あたり50kg以下)	工場 4トン
使い捨てカイ ロ, かん付け カップ酒の容器 (使用済みのも の)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10 ^キ 。

搬入禁止物

1 搬入禁止物

区分	細区分	処理方法等	紹介、問い合わせ等
特別管理産業廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【産業廃棄物処理業者の紹介】 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171) 【特別管理産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)
特別管理一般廃棄物の全項目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する一般廃棄物 ※「3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧」を参照		【特別管理一般廃棄物に関する問い合わせ】 循環型社会計画課 (711-4308)
爆発物 自然発火物	・爆発物 (液化石油ガス、プロパン、ブタン、アセチレン、ガソリン、灯油等及びその圧力容器、ボンベ等)	販売店引取り	
	・自然発火物 (マッチ、花火、発煙筒等)	自己処理	
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	・毒物、劇物	自己処理 (法規定)	
	・農薬、殺虫剤(白蟻駆除剤等)	完全使用	
シナー 接着剤	・ハクリ剤等 ・接着剤(業務用。液状・ペースト状) ・コーキング材(液状・ペースト状)	完全使用	
塗料	インク トナー(リサイクル可能なもの)	販売店、メーカー引取り	
ボタン型電池・小型充電式電池	【ボタン型電池】 ・酸化銀電池(ボタン形) ・アルカマンガン電池(ボタン形) ・空気亜鉛電池(ボタン形) 【小型充電式電池】 ・ニカド電池(円筒型/ボタン型/コイン型/角型/電池パック) ・小型ニル鉛電池(角型/電池パック) ・ニッケル水素電池(円筒型/角型/電池パック) ・リチウム電池(円筒型/角型/ヒン型/電池パック) ※電池パックは樹脂ケースに収めたもの。	販売店引取り	【家庭から排出されたものについて】 資源循環推進課 092-711-4039 【事業所から排出されたものについて】 産業廃棄物指導課 092-711-4303

区分	細区分	処理方法等	紹介, 問い合わせ等
バッテリー (蓄電池)		販売店, メーカー引取り	
原動機付自転車 ・自動車解体部 品及び交換部品	・バンパー, 電装品, 窓ガラス, ワイパー, ハンドル 以外の解体部品及び交換部 品	販売店, 中古販売店引 取り	二輪車リサイクルセンター (050-3000-0727)
廃ゴムタイヤ(原動 機付自転車のも の)		販売店引取り ガソリンスタンド引取り	
原動機を用いる 車椅子	・電動車椅子 (電動シブーカー)	販売店引取り	(社)全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861)
塩		自己処理	
家電リサイクル 法対象品目	特定家庭用機器再商品化法 第2条第4項及び特定家庭 用機器再商品化法施行令第 1条に規定する以下の機械 器具 ・エアコン ・プラズマ管式テレビ ・液晶式テレビ ・プラズマ式テレビ ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気洗濯機 ・衣類乾燥機 ※詳細は「4 特定家庭用 機器再商品化法(家電リサイ クル法)の対象機器」の例を 参照 ※対象機器は分解すること 自体, 禁止。		①買い換える時に引き取って もらう。 ②購入した小売店に連絡して 引き取ってもらう。 ③①, ②に該当しない場合は, ベスト電器の各店舗で引き 取りを予約する。
パソコン	・デスクトップパソコン本体 ・ノートブックパソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ 一体型パソコン ・CRTディスプレイ ・CRTディスプレイ 一体型パソコン		各パソコンメーカーに依頼するか, リ ネットジャパン(株)の回収を利用。 http://www.renet.jp 【家庭系メーカー不存在・自作品に ついて】 一般社団法人パソコン3R推進 協会 (03-5282-7685) 【事業系メーカー不存在・自作品に ついて】 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)

区分	細区分	処理方法等	紹介, 問い合わせ等
碍子 (一辺の最大長さが50cmを超えるもの)			<p>【産業廃棄物処理業者の紹介】 (事業活動に伴い生じたもの) 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p>
トランス (一辺の最大長さが20cmを超えるもの)			
安定器 (一辺の最大長さが50cmを越えるもの)			
その他(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用ボイラー, 温水器, 熱交換器 ・ワイヤー付き漁網 ・業務用印刷機 ・業務用シン ・大型(長辺寸法が50cmを超えるもの)のモーター, ポンプ, コンプレッサー ・トラクター, コンバイン等の大型農機具 ・空薬きょう ・圧力容器及びボンベ ・薬品類 ・ボウリングの玉 ・使い捨てカイロ ※未使用のもの ・かん付けカップ酒 ※未使用, 未開封のもの ・セメント, 石灰, 漆喰, じゅらく等の建材(粉末状のもの) ・カラカ ・感知器(イオン化式のもの) ・無限軌道(キャタピラ) ・高圧碍子 ・コンデンサー ・コンベアベルト 	<p>※以下は埋立場で受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済の使い捨てカイロ ・使用済のかん付カップ酒 <p>※家庭から排出される薬(錠剤, 粉薬)は工場で受入</p>	<p>【産業廃棄物処理業者の紹介】 (事業活動に伴い生じたもの) 福岡県産業廃棄物協会 (651-0171)</p> <p>【産業廃棄物に関する問い合わせ】 産業廃棄物指導課 (711-4303)</p> <p>【一般廃棄物に関する問い合わせ】 循環型社会計画課 (711-4308)</p>
その他(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ビニールハウスパイプ 		再資源回収業者へ持込み。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃鋼材 ・アスファルトコンクリート(アスファルト乳剤含む) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の処理施設を損なう恐れのあるもの。 		<p>一般廃棄物は循環型社会計画課(711-4308)に連絡 産業廃棄物は産業廃棄物指導課(711-4303)に連絡</p>

2 条例第18条第1項に規定する
市長が適正処理困難物として指定したもの

平成9年10月30日 告示第236号
指定年月日 平成9年12月1日

指定品目	処理方法等	紹介、問い合わせ等
廃自動車	販売店引取り	○日本自動車販売協会連合会 (03-5733-3110) ○全国軽自動車協会連合会 (03-5472-7861) ○日本自動車輸入組合 (03-5765-6811)
廃原動機付自転車	販売店引取り	○日本中古自動車販売協会連合会 (03-5333-5881) 自動二輪車・原動機付自転車については、二輪車リサイクルセンター(050-3000-0727)で指定引取窓口や廃棄二輪車取扱店を紹介。
廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る)	販売店引取り ガソリンスタンド引取り	日本タイヤリサイクル協会 03-3506-4738
廃LPガスボンベ	販売店引取り LPガス協会福岡支部の 会員による引取り	LPガス協会福岡支部 092-476-3838
廃ピアノ	ピアノ専門運送業者 販売店 中古販売店	
廃バッテリー (自動車用のもの及び原動機付自転車用の ものに限る。)	販売店	一般社団法人電池工業会 03-3434-0261
廃消火器	メーカー等及び販売代理店 引取り	「指定引取場所」(メーカー営業所、廃棄物処理業者等)、「特定窓口」(販売代理店等)。 一覧表は(株)消火器リサイクル推進センターホームページの「リサイクル窓口検索」に掲載 (https://www.ferpc.jp/)。 (株)消火器リサイクル推進センター-コールセンター (03-5829-6773) ゆうパック利用は、専用コールセンター (0120-822-306)を紹介。

※細区分欄の具体的な名称は例示。

3 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物一覧

区分	主な分類	概要
（特別管理産業廃棄物第2物条第5項）	廃油	ガソリン等の揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸	PH2.0以下のもの
	廃アルカリ	PH12.5以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院，診療所等から生ずる産業廃棄物であって，感染性病原体が付着している，またはその恐れがある注射針，金属等。 例：血液が付着したもの
	特定有害産業廃棄物	
	①廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	②PCB汚染物	PCBが染み込んだ，または付着した汚泥，紙くず，木くず，プラスチック類，金属くず，陶磁器くず，がれき類等
	③PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	④廃水銀等	水銀若しくはその化合物が含まれる産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	⑤指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	⑥鉱さい	・特定の施設において生じた廃水銀等 ・重金属等（水銀，カドミウム，鉛，六価クロム等），砒素，ダイオキシン類等を一定濃度を超えて含むもの
	⑦廃石綿等（アスベスト）	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの。
	⑧特定施設から排出される燃え殻	重金属等，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。
	⑨特定施設から排出されるばいじん	重金属等，1,4-ジオキサン，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。
⑩特定施設から排出される廃油	有機塩素化合物等，1,4-ジオキサンを含むもの。	
⑪特定施設から排出される汚泥，廃酸，廃アルカリ	重金属等，PCB，有機塩素化合物，農薬等，1,4-ジオキサン，ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。	
輸入廃棄物（ばいじん，燃え殻，汚泥）		
（特別管理一般廃棄物第2条第3項）	PCB使用部品	廃エアコン，廃テレビ，廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん，燃え殻，汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉（焼却能力50kg/hまたは火床面積0.5㎡以上）から生じたもので，ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの。
	感染性一般廃棄物	病院，診療所等から生ずる一般廃棄物であって，感染性病原体が付着している，またはその恐れがあるもの。 例：血液が付着したもの

※上記の廃棄物を処分するために処理したのも特別管理廃棄物の対象となる。

4 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器

エアコン		エアコン機器として独立しているもの。出力・大きさによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機が1個で、室内機が複数あるもの。（マルチタイプ） ・暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの。 ＊機器として建物と独立するものは全て対象となります。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一体となっているもの。 ・壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの。 ・冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの。 ・ビル空調システム。
ブラウン管式テレビ		ブラウン管の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ一体型テレビ。 ・携帯用小型ブラウン管テレビ。 ・ブラウン管使用のハイビジョン対応テレビ。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・画面を伴わない受信機（レコーダー）。
液晶式テレビ		液晶の形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る。建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。 ・HDD・DVD内蔵液晶テレビ ・液晶ディスプレイレコーダー（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコンボボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯可能な液晶テレビ（車載用を含む）（電源として一次電池又は蓄電池を使用するもの） ・テレビ受信機能付き携帯電話、カーナビ、PDA ・浴室やキッチンに備え付けられたテレビ ・液晶リアプロジェクションテレビ ・液晶ディスプレイレコーダー（チューナー無し） ・パソコン用液晶ディスプレイレコーダー（チューナー付きを含む） （※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコンボボックス内蔵型テレビ
プラズマ式テレビ		プラズマの形状（横型など）による区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・HDD・DVD内蔵プラズマテレビ ・プラズマディスプレイレコーダー（チューナー付き） ・ワイヤレスリモコン（電池を除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・外付のコンボボックスを取り外したテレビ本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・プラズマディスプレイレコーダー（チューナー無し） ・パソコン用プラズマディスプレイレコーダー（チューナー付きを含む） （※改正資源有効利用促進法（パソコンリサイクル法）の対象） ・病院・旅館等で使用のコンボボックス内蔵型テレビ ・プロジェクター方式のテレビ
電気冷蔵庫・電気冷凍庫		容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍冷蔵庫（冷凍庫部分が分離していない）。 ・冷凍庫であっても、温度設定により冷蔵庫としても使用できるもの。 ・ワイン貯蔵用などで個人使用向けに製造・販売されているもの。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・厳密な温度設定機能があるもの。 ・保冷車や保冷倉庫など機器と言えないもの。 ・冷蔵されているものが外から確認できる商品陳列ディスプレイ用機器。
電気洗濯機		全自動・二槽式いずれも対象です。容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機能を有するものを含む。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー用の洗濯機。 ・連結器具により接続されている乾燥機。 ・ドライクリーニング用機器。
衣類乾燥機		容量などによる区別はありません。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機（ドラム式） ・外付のコンボボックスを取り外した衣類乾燥機本体 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類乾燥機能付き布団乾燥機 ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー ・衣類乾燥機能付きハンガー掛け ・コインランドリー等で使用のコンボボックス内蔵型衣類乾燥機

（用語の説明）

引取義務のある機器

小売業者自らが過去に小売販売した特定家庭用機器の引取を求められた時及び対象機器の販売に際し、同種の特定家庭用機器の引取を求められた時はそれを引取り、製造業者等に引渡さなければならない。
これを引取義務のある機器という。

引取義務のない機器

上記以外の特定家庭用機器をいう。

※対象及び対象外欄の具体的な名称は例示。

別表第5（第7条関連）

勧告回数	内 容
1 回目	改善及び必要な措置を講ずべき旨の勧告
2 回目	7 日間の受入拒否処分
期間を定めた受入拒否処分を受けた者が更に勧告を受けたとき	勧告を受ける都度、14 日間の受入拒否処分
備考 この表において「勧告回数」とは、当該勧告の対象となった不適物搬入日を起算日とする過去6ヶ月以内に受けていた、当該勧告も含めた勧告回数又は期間を定めた受入拒否処分をいう。	